



山形県公報

平成19年6月22日(金)
第1851号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則.....(建築住宅課)... 990

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定.....(健康福祉企画課)... 992  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(同)... 同  
 生活保護法による指定医療機関の変更の届出.....(同)... 同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)... 993  
 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同)... 同  
 生活保護法による指定介護機関の変更の届出.....(同)... 994  
 家畜伝染病発生の届出.....(工コ農業推進課)... 995  
 山形県土地利用基本計画の変更.....(都市計画課)... 同  
 土地区画整理組合の理事の退任の届出.....(同)... 同  
 土地区画整理組合の理事の就任の届出.....(同)... 同  
 都市計画の変更.....(同)... 同  
 同.....(同)... 996  
 県道の供用の開始.....(置賜総合支庁建設総務課)... 同  
 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....(出納局)... 同  
 県証紙売りさばき人の指定.....(同)... 同  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(同)... 997

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

政治団体の設立..... 同  
 政治団体の届出事項の異動..... 998  
 政治団体の解散..... 999  
 政治団体の収支報告の要旨..... 同  
 同.....1000  
 同.....1001  
 同.....1003  
 資金管理団体の届出事項の異動.....1006  
 資金管理団体の指定の取消..... 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局職員審査会規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

鳥獣保護区指定の予定.....(みどり自然課)...1007

同 ..... ( 同 ) ... 同  
 鳥獣保護区特別保護地区指定の予定..... ( 同 ) ...1008  
 平成20年度山形県立高等学校の入学者の募集..... ( 教育委員会 ) ...1009

正 誤

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第80号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則 ( 昭和37年 4月県規則第18号 ) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 9 条を次のように改める。

( 構造計算適合性判定 )

第 9 条 法第 6 条第 5 項、第 6 条の 2 第 3 項又は第18条第 4 項の規定により、知事の構造計算適合性判定を求めようとする者は、構造計算適合性判定依頼書 ( 別記様式第 4 号の 2 ) を知事に提出しなければならない。

第10条及び第10条の 2 第 1 項中「第88条第 1 項、第 2 項及び第 4 項」を「第88条第 1 項から第 3 項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号の 2

構造計算適合性判定依頼書

年 月 日

山形県知事 殿

建築主事名又は指定確認検査機関名及び代表者氏名

印

下記の建築物について、建築基準法

( 第 6 条第 5 項  
 第 6 条の 2 第 3 項  
 第18条第 4 項 )

の規定により構造計算適合性判定を依頼します。

記

- 1 確認申請受付日 年 月 日
- 2 建築物の概要 別添のとおり

|               |              |
|---------------|--------------|
| 構造計算適合性判定受付番号 | 構造計算適合性判定承諾日 |
|               |              |
| 構造計算適合性判定手数料  |              |
|               |              |

(注) 欄は、記入しないでください。

（別添）

構造計算適合性判定に係る建築物の概要

|                             |               |       |       |       |       |       |
|-----------------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 確認申請受付番号                    |               |       |       |       |       |       |
| 確認申請受付年月日                   |               |       |       |       |       |       |
| 計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定通知番号 |               |       |       |       |       |       |
| 建築主                         | 氏名            |       |       |       |       |       |
|                             | 住所            |       |       |       |       |       |
| 代理者                         | 氏名            |       |       |       |       |       |
|                             | 建築士事務所名       |       |       |       |       |       |
|                             | 所在地           |       |       |       |       |       |
|                             | 電話番号          |       |       |       |       |       |
|                             | ファクシミリ番号      |       |       |       |       |       |
| 構造設計者                       | 電子メールアドレス     |       |       |       |       |       |
|                             | 氏名            |       |       |       |       |       |
|                             | 建築士事務所名       |       |       |       |       |       |
|                             | 所在地           |       |       |       |       |       |
|                             | 電話番号          |       |       |       |       |       |
| 工事監理者                       | ファクシミリ番号      |       |       |       |       |       |
|                             | 電子メールアドレス     |       |       |       |       |       |
|                             | 氏名            |       |       |       |       |       |
|                             | 建築士事務所名       |       |       |       |       |       |
|                             | 所在地           |       |       |       |       |       |
| 施工者                         | 電話番号          |       |       |       |       |       |
|                             | ファクシミリ番号      |       |       |       |       |       |
|                             | 電子メールアドレス     |       |       |       |       |       |
|                             | 住所及び氏名        |       |       |       |       |       |
|                             | 営業所名          |       |       |       |       |       |
| 建築物概要                       | 建築物名称         |       |       |       |       |       |
|                             | 地名地番          |       |       |       |       |       |
|                             | 建築面積          |       |       |       |       |       |
|                             | 延べ面積          |       |       |       |       |       |
|                             | 構造計算適合性判定対象棟数 |       |       |       |       |       |
| 構造棟別概要                      |               | 建築物 1 | 建築物 2 | 建築物 3 | 建築物 4 | 建築物 5 |
|                             | 用途            |       |       |       |       |       |
|                             | 工事種別          |       |       |       |       |       |
|                             | 床面積の合計        |       |       |       |       |       |
|                             | 階数            |       |       |       |       |       |
|                             | 高さ            |       |       |       |       |       |
|                             | 建築物の種類        |       |       |       |       |       |
|                             | 構造            |       |       |       |       |       |
|                             | 構造計算の概要       |       |       |       |       |       |
|                             | 使用プログラム       | 名称    |       |       |       |       |
| 認定の有無                       |               |       |       |       |       |       |
| 認定番号                        |               |       |       |       |       |       |

（注） 1 確認申請書の第2面、第3面、第4面の記載事項の一部と構造棟別概要について記載してください。  
 2 「構造棟別概要」には、建築物の計画の敷地内の一の建築物ごとに記載してください。この場合において、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなします。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| 小 松 内 科 医 院     | 山形市元木二丁目13番8号  | 平成19. 4. 1 |
| 大 畠 整 形 外 科 医 院 | 同 鈴川町三丁目15番64号 | 同          |
| ハート調剤薬局よねざわ店    | 米沢市西大通一丁目6番83号 | 同 5. 1     |
| フ ラ ワ ー 調 剤 薬 局 | 長井市大町9番18号     | 同          |
| な が ま ち 歯 科 医 院 | 米沢市春日二丁目13番3号  | 同 5.26     |

## 山形県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出した。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|-----------------|-----------------|------------|
| 細 谷 医 院         | 新庄市万場町1番8号      | 平成17. 6. 1 |
| 大 畠 整 形 外 科 医 院 | 山形市鈴川町三丁目15番64号 | 平成19. 3.31 |
| 小 松 内 科 医 院     | 同 元木二丁目13番8号    | 同          |

## 山形県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
株式会社紅喃調剤  
山形市南原町三丁目19番24号
- (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変更前       | 変更後      |            |
| 紅喃調剤薬局    | 株式会社紅喃調剤 | 平成19. 1.30 |

## 山形県告示第663号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称         | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地              | 指定年月日      |
|-------------------|--------------------------------|-------------------------|------------|
| デイサービスふたば         | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 鶴岡市双葉町13番45号            | 平成19. 5. 1 |
| ヘルパーステーションぬくもり    | 訪問介護<br>介護予防訪問介護               | 同日枝字海老島36番4号            | 同          |
| もも太郎さん(駅前)        | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 米沢市駅前三丁目1784番1号         | 同          |
| 介護老人保健施設あかね介護センター | 居宅介護支援                         | 東田川郡庄内町添津字家の下97番地       | 同          |
| 宮原病院デイケアセンターみやはら  | 通所リハビリテーション                    | 鶴岡市三和町1番53号             | 同 5.22     |
| 医療法人宮原病院          | 短期入所療養介護                       | 同                       | 同          |
| 通所介護事業所花笠の家       | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原乙583番3 | 同 5.24     |

## 山形県告示第664号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類                                    | 指定介護機関の所在地            | 廃止年月日      |
|-------------|--------------------------------------------------|-----------------------|------------|
| 介護老人保健施設あかね | 居宅介護支援                                           | 東田川郡庄内町添津字家の下97番地     | 平成18. 3.31 |
| ニチケアセンター酒田  | 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売<br>特定介護予防福祉用具販売 | 酒田市中町一丁目13番15号 本立ビル1F | 平成19. 5. 1 |

## 山形県告示第665号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社コムスン 山形福祉用具センター  
山形市あかねヶ丘一丁目2番33号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称           |                     | 変更年月日      |
|---------------------|---------------------|------------|
| 変更前                 | 変更後                 |            |
| 株式会社コムスン 江俣福祉用具センター | 株式会社コムスン 山形福祉用具センター | 平成19. 3. 1 |

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ほなみ居宅支援センター  
南陽市宮内3750番地の1  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称      |             | 変更年月日      |
|----------------|-------------|------------|
| 変更前            | 変更後         |            |
| ほなみ荘在宅介護支援センター | ほなみ居宅支援センター | 平成19. 5. 1 |

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ニチイケアセンター鶴岡  
鶴岡市若葉町23番38号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称    |             | 変更年月日      |
|--------------|-------------|------------|
| 変更前          | 変更後         |            |
| アイリスケアセンター鶴岡 | ニチイケアセンター鶴岡 | 平成19. 4. 1 |

- 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
ニチイケアセンター鶴岡みさき  
鶴岡市美咲町7番16号  
(2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称       |                | 変更年月日      |
|-----------------|----------------|------------|
| 変更前             | 変更後            |            |
| アイリスケアセンター鶴岡みさき | ニチイケアセンター鶴岡みさき | 平成19. 4. 1 |

山形県告示第666号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発 生 場 所       | 発 生 年 月 日  |
|----------|-------|-----------|----|---------------|------------|
| ヨ－ネ病     | 牛     | 患 畜       | 1  | 山形市大字中野字的場936 | 平成19. 6.12 |

山形県告示第667号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 変更内容  
山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の縮小
- 2 変更に係る市  
天童市

山形県告示第668号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により届出のあった寒河江市木の下土地区画整理組合の理事のうち、次の者が退任した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 住 所            | 氏 名   |
|----------------|-------|
| 寒河江市西根一丁目1番45号 | 小野道義  |
| 寒河江市丸内三丁目8番2号  | 荒木豊太郎 |

山形県告示第669号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、寒河江市木の下土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

| 住 所            | 氏 名   |
|----------------|-------|
| 寒河江市七日町2番53号   | 新田吉三郎 |
| 寒河江市丸内三丁目9番11号 | 安孫子敏明 |

山形県告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月22日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路
  - (2) 名 称 3・5・103号長清水湯町線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 上山市長清水一丁目、長清水三丁目地内

(2) 削除する部分 なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課

山形県告示第671号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年 6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 南陽都市計画道路

(2) 名称 3・4・5号赤湯停車場線、3・5・21号大曲り尾島線

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 3・4・5号赤湯停車場線

イ 追加する部分 南陽市郡山字両角三、字荒田、字並柳地内

ロ 削除する部分 南陽市郡山字荒田地内

(2) 3・5・21号大曲り尾島線

イ 追加する部分 南陽市宮内字尾島、字塔ノ越二、字塔ノ越三、字学頭、金山字尾島、字尾島二、字尾島四、字尾島五、字尾島六地内

ロ 削除する部分 南陽市宮内字尾島、字塔ノ越三、字学頭、金山字尾島二地内

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第672号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年6月22日から同年7月5日まで縦覧に供する。

平成19年 6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路線名 米沢南陽白鷹線

2 供用開始の区間 南陽市西落合字東原464番2から  
同 池黒字辨天413番7まで

3 供用開始の期日 平成19年 6月22日

山形県告示第673号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成19年 6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏 名     | 住 所          | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日  |
|---------|--------------|---------------|------------|
| 伊 藤 智 子 | 米沢市春日三丁目2番1号 | 米沢市金池七丁目1番50号 | 平成19. 6.30 |

山形県告示第674号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成19年 6月22日

山形県知事 齋 藤 弘



| 氏名     | 住所               | 売りさばき所の所在地    | 指定年月日     |
|--------|------------------|---------------|-----------|
| 大久保 尚子 | 米沢市塩井町塩野1504番地の2 | 米沢市金池七丁目1番50号 | 平成19.6.14 |

## 山形県告示第675号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

|       |   |   |      |   |                    |   |   |   |   |
|-------|---|---|------|---|--------------------|---|---|---|---|
| 別表第4中 | 「 | 「 | 長町支店 | 」 | 太白区長町七丁目<br>19番45号 | 「 | 」 | 」 | を |
|-------|---|---|------|---|--------------------|---|---|---|---|

|   |   |                          |   |                    |   |                |   |       |
|---|---|--------------------------|---|--------------------|---|----------------|---|-------|
| 「 | 「 | 長町支店                     | 」 | 太白区長町七丁目<br>19番45号 | 「 | 」              | 」 | に改める。 |
| 「 | 「 | 長町支店<br>ザ・モール仙台長<br>町出張所 | 」 | 「                  | 」 | 長町七丁目<br>20番3号 | 「 |       |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

政 党

| 政治団体の名称            | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 届出年月日        |
|--------------------|--------|----------|--------------|--------------|
| 自由民主党山形県参議院選挙区第一支部 | 篠原 みえ子 | 平 弘 造    | 山形市あさひ町18-31 | 平成<br>19.5.1 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日         |
|----------|---------|----------|---------------|---------------|
| 加藤憲彦後援会  | 加藤 俊 正  | 矢 作 幸 夫  | 最上郡舟形町大字堀内6番地 | 平成<br>19.4.16 |
| 新館俊雄後援会  | 佐藤 敏 幸  | 遠 田 一 善  | 酒田市竹田字竹ノ下22   | 同<br>4.23     |
| 篠原みえこ後援会 | 山 本 信 治 | 工 藤 隆    | 山形市あさひ町19-13  | 同<br>5.7      |

|             |         |         |                |   |      |
|-------------|---------|---------|----------------|---|------|
| 中井かずおをはげます会 | 浦 瀧 昇 一 | 武 田 富 治 | 東根市大字若木30 - 11 | 同 | 5. 7 |
|-------------|---------|---------|----------------|---|------|

## 山形県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷

誠

## 政 党

| 政治団体の名称           | 異動事項       | 内 容           |             | 届出年月日          |
|-------------------|------------|---------------|-------------|----------------|
|                   |            | 新             | 旧           |                |
| 自由民主党八幡支部         | 会 計 責 任 者  | 本 多 茂         | 土 井 廣       | 平成<br>19. 4.25 |
| 自由民主党鶴岡支部         | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市大東町17 - 23 | 鶴岡市馬場町1 - 7 | 同<br>5. 7      |
| 自由民主党山形県支部<br>連合会 | 代 表 者      | 遠 藤 利 明       | 加 藤 紘 一     | 同<br>5.14      |

## その他の政治団体

| 政治団体の名称                | 異動事項       | 内 容               |                   | 届出年月日          |
|------------------------|------------|-------------------|-------------------|----------------|
|                        |            | 新                 | 旧                 |                |
| うめつ博士後援会               | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市大字宮内78番地      | 寒河江市内ノ袋1丁目7番10号   | 平成<br>19. 4.16 |
| 斉藤やしお後援会               | 代 表 者      | 佐 藤 満             | 大 山 満 雄           | 同<br>4.16      |
|                        | 会 計 責 任 者  | 斎 藤 弥 志 夫         | 佐 藤 満             |                |
| さがえをもっと!もっ<br>と!元気にする会 | 代 表 者      | 井 上 尚             | 鈴 木 茂 夫           | 同<br>4.16      |
|                        | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市大字宮内78番地      | 寒河江市大字内ノ袋1丁目7番10号 |                |
| か つ こ 会                | 代 表 者      | 石 山 涼 子           | 太 田 コ シ ミ         | 同<br>4.23      |
| 弘 山 会 連 合 会            | 主たる事務所の所在地 | 酒田市亀ヶ崎4丁目5の64     | 酒田市亀ヶ崎5丁目6の58     | 同<br>4.23      |
| 阿 部 昇 司 後 援 会          | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市藤島字古楯跡210 - 6  | 鶴岡市上藤島字上川原56      | 同<br>5. 7      |
| 八 鍬 敬 一 後 援 会          | 主たる事務所の所在地 | 最上郡大蔵村大字清水2,573番地 | 最上郡大蔵村大字清水2,588番地 | 同<br>5. 8      |
| 山形県商工青年政治連<br>盟        | 代 表 者      | 神 林 守             | 小 林 三 十 郎         | 同<br>5. 8      |
|                        | 会 計 責 任 者  | 渡 辺 重 信           | 黒 坂 治             |                |

|           |       |       |       |   |      |
|-----------|-------|-------|-------|---|------|
| あべ勝夫後援会   | 代表者   | 太田 強  | 今井 功  | 同 | 5.11 |
| 小松さだとし後援会 | 代表者   | 足達 清一 | 佐藤 繁也 | 同 | 5.15 |
|           | 会計責任者 | 今井 冽  | 佐藤 潔  |   |      |

## 山形県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体

| 政治団体の名称   | 政治団体でなくなった理由 | 政治団体でなくなった年月日 |
|-----------|--------------|---------------|
| 馬場充後援会    | 解散           | 平成18.3.31     |
| 自由会館運営協議会 | 解散           | 平成18.12.28    |
| 荒木春吉後援会   | 解散           | 平成19.3.31     |
| 新館俊雄後援会   | 解散           | 平成19.4.23     |
| 栗田まもる後援会  | 解散           | 平成19.4.27     |
| 斉藤勝郎後援会   | 解散           | 平成19.5.1      |
| 地域環境21壱澤会 | 解散           | 平成19.5.15     |
| みさわ弘後援会   | 解散           | 平成19.5.15     |

## 山形県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成17年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 新館俊雄後援会  | 荒木春吉後援会  |
|------------------------------------------|----------|----------|
| 報告年月日                                    | 19. 4.23 | 19. 5. 1 |
| 収入総額                                     | 20,000   | 4,267    |
| 前年繰越額                                    | 20,000   | 4,267    |
| 本年収入額                                    | 0        | 0        |
| 支出総額                                     | 0        | 4,267    |
| 本年収入の内訳                                  |          |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |          |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0        | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |          |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |          |          |
| 政党匿名寄附                                   |          |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |          |          |
| 交付金収入                                    |          |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |          |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |          |          |
| 支出の内訳                                    |          |          |
| 経常経費                                     | 0        | 4,267    |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |          | 4,267    |
| 政治活動費                                    | 0        | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0        | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |          |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |          |          |
| 資産等の有無                                   | 無        | 無        |

## 山形県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (その他の政治団体)

単位：円

| 政治団体の名称                                  | 新館俊雄後援会   | 荒木春吉後援会  | 地域環境21・壱澤会 | みさわ弘後援会   |
|------------------------------------------|-----------|----------|------------|-----------|
| 報告年月日                                    | 19. 4. 23 | 19. 5. 1 | 19. 5. 15  | 19. 5. 15 |
| 収入総額                                     | 20,000    | 0        | 326,800    | 150,000   |
| 前年繰越額                                    | 20,000    | 0        | 326,800    | 150,000   |
| 本年収入額                                    | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 支出総額                                     | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 本年収入の内訳                                  |           |          |            |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |           |          |            |           |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |           |          |            |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |           |          |            |           |
| 政党匿名寄附                                   |           |          |            |           |
| 事業収入(内訳別掲)                               |           |          |            |           |
| 交付金収入                                    |           |          |            |           |
| 借入金(内訳別掲)                                |           |          |            |           |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |           |          |            |           |
| 支出の内訳                                    |           |          |            |           |
| 経常経費                                     | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |           |          |            |           |
| 政治活動費                                    | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0         | 0        | 0          | 0         |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |           |          |            |           |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |           |          |            |           |
| 資産等の有無                                   | 無         | 無        | 無          | 無         |

## 山形県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷

誠

## (その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                          | 自由会館運営協議会 | 馬場充後援会    |
|----------------------------------|-----------|-----------|
| 報告年月日                            | 19. 4. 17 | 19. 4. 18 |
| 収入総額                             | 8,807,024 | 0         |
| 前年繰越額                            | 1,778,132 | 0         |
| 本年收入額                            | 7,028,892 | 0         |
| 支出総額                             | 7,164,650 | 0         |
| 本年收入の内訳                          |           |           |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)             |           |           |
| 寄附(内訳別掲)                         | 1,358,000 | 0         |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                  | 718,000   |           |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの) | 640,000   |           |
| 政党匿名寄附                           |           |           |
| 事業収入(内訳別掲)                       |           |           |
| 交付金収入                            |           |           |
| 借入金(内訳別掲)                        |           |           |
| その他の収入(内訳別掲)                     | 5,640,716 |           |
| 1件10万円未満のもの                      | 30,176    |           |
| 支出の内訳                            |           |           |
| 経常経費                             | 4,203,093 | 0         |
| 人件費                              | 2,589,403 |           |
| 光熱水費                             | 180,381   |           |
| 備品・消耗品費                          | 140,192   |           |
| 事務所費                             | 1,293,117 |           |
| 政治活動費                            | 2,961,557 | 0         |
| 組織活動費                            | 958,541   |           |
| 選挙関係費                            |           |           |
| 事業費                              | 2,003,016 | 0         |
| 機関紙発行事業費                         | 1,944,116 |           |
| 宣伝事業費                            | 18,900    |           |
| パーティー事業費                         |           |           |
| その他の事業費                          | 40,000    |           |
| 調査研究費                            |           |           |
| 寄附・交付金                           |           |           |
| その他の経費                           |           |           |
| 資産等の有無                           | 無         | 無         |

## 自由会館運営協議会

## 寄附の内訳

(政治団体分)

| 寄附者の氏名・名称       | 金額       | 住所・所在地 |
|-----------------|----------|--------|
| 富塚陽一後援会         | 180,000円 | 鶴岡市    |
| 自由民主党山形県鶴岡市第二支部 | 180,000円 | 鶴岡市    |
| 阿部信矢後援会         | 180,000円 | 鶴岡市    |
| その他の収入          |          |        |

| 摘 要    | 金 額        |
|--------|------------|
| 預金積立解約 | 5,640,716円 |

山形県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成19年 6月22日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠





(その他の政治団体) 単位:円

| 政治団体の名称                                  | 地域環境21・壱<br>澤会 | みさわ弘後援会  |
|------------------------------------------|----------------|----------|
| 報告年月日                                    | 19. 5.15       | 19. 5.15 |
| 収入総額                                     | 326,800        | 150,000  |
| 前年繰越額                                    | 326,800        | 150,000  |
| 本年収入額                                    | 0              | 0        |
| 支出総額                                     | 0              | 0        |
| 本年収入の内訳                                  |                |          |
| 個人の党費・会費 金額<br>員数(人)                     |                |          |
| 寄附(内訳別掲)                                 | 0              | 0        |
| 個人分<br>(うち特定寄附)                          |                |          |
| 団体分<br>政治団体分<br>(寄附のうちあっせんに係るもの)         |                |          |
| 政党匿名寄附                                   |                |          |
| 事業収入(内訳別掲)                               |                |          |
| 交付金収入                                    |                |          |
| 借入金(内訳別掲)                                |                |          |
| その他の収入(内訳別掲)<br>1件10万円未満のもの              |                |          |
| 支出の内訳                                    |                |          |
| 経常経費                                     | 0              | 0        |
| 人件費<br>光熱水費<br>備品・消耗品費<br>事務所費           |                |          |
| 政治活動費                                    | 0              | 0        |
| 組織活動費<br>選挙関係費<br>事業費                    | 0              | 0        |
| 機関紙発行事業費<br>宣伝事業費<br>パーティー事業費<br>その他の事業費 |                |          |
| 調査研究費<br>寄附・交付金<br>その他の経費                |                |          |
| 資産等の有無                                   | 無              | 無        |

栗田まもる後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名

栗田 守

資金管理団体の届出に係る公職の種類

金山町議会議員

## 山形県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 異動事項  | 内 容               |                      |
|-----------|---------|-------|-------------------|----------------------|
|           |         |       | 新                 | 旧                    |
| 小屋 豊 孝    | 鮭川村長    | 公職の種類 | 鮭川村長（候補者となるうとする者） | 鮭川村長（現職）             |
| 武 田 聡     | 山形市議会議員 | 公職の種類 | 山形市議会議員（現職）       | 山形市議会議員（候補者となるうとする者） |

## 山形県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成19年6月22日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 公職の候補者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日    |
|-----------|-----------|------------|
| 太 田 忠 蔵   | 陵政会       | 平成19. 4.25 |
| 栗 田 守     | 栗田まもる後援会  | 平成19. 4.27 |

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月22日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員審査会規程（平成15年3月県病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（会議等）」を付する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条 会長において会議で審議すべき事案について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたものは、その文書を持ち回り、委員の過半数の同意を得た場合は、これをもって審議に替えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年7月5日まで縦覧に供する。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 愛染峠鳥獣保護区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡白鷹町と西村山郡朝日町の行政界にある頭殿山及び大禿森山の東部に位置し、中央を実淵川が流れ、急峻な渓谷と広大な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類を始め、多様な鳥獣が生息している。

特にブナ、ミズナラ等の天然林が広がる北部及び南部地域には、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生息、繁殖地となっている。

また、鳥類では、キセキレイ、カワセミ、ヤマセミ等の水辺の鳥類や、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類等の高山性の鳥類の生息域になっており、餌となる動植物が豊富に生息している地域である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息、繁殖のために重要な地域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

平成19年6月22日から同年7月5日まで

(2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項第2号の規定により、鳥獣保護区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年7月5日まで縦覧に供する。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 飯豊山鳥獣保護区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

## (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類、さらに絶滅が危惧されるオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該区域を飯豊山鳥獣保護区に指定し、鳥獣等の保護繁殖を図ってきたところであるが、隣接する区域に、ブナ・ナラ類の天然広葉樹林が多くを占め、多くの鳥獣が生息し、特にツキノワグマの保護繁殖のために重要な区域があることから、当該区域を含めて鳥獣保護区を拡大するものである。

## (3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

## 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

## (1) 意見書の受付期間

平成19年6月22日から同年7月5日まで

## (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する予定である。

なお、関係書類は、文化環境部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成19年7月5日まで縦覧に供する。

平成19年6月22日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名称 飯豊山鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 縦覧に供する図面のとおり
- 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
- 4 保護に関する指針の案

## (1) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

## (2) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高2,105メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ渓谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類、さらに絶滅が危惧されるオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

特に、現在特別保護地区に指定している宝珠山及び大丸森山に囲まれた区域は、大又沢を中心とした複雑に入り組んだ渓谷で、ブナ、ミズナラなどの広葉樹天然林から高山帯植生と変化に富んだ植生が広がっていることから、イヌワシ、クマタカ等の大型猛きん類、ホシガラス、オオルリ等の高山性の野鳥や、ミソサザイ、アカショウビン、カワガラス等の水辺に住む野鳥が数多く生息している。また、ほ乳類では、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、春先の餌となる植物等が多く生育し、保護繁殖のための重要な地域になっている。

このため、開発等を制限して積極的に保護を図るため、引き続き特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものである。

## (3) 管理方針

登山者によるゴミの投げ捨て、たき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、普及啓発活動や現場

巡視等を実施し、区域内の良好な生息環境の維持に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。

#### 5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

##### (1) 意見書の受付期間

平成19年6月22日から同年7月5日まで

##### (2) 意見書の提出先

文化環境部みどり自然課又は置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

平成20年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成19年6月22日

山形県教育委員会

委員長 石坂 公成

#### 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|--------------|---------|---------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報    | 15      |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成20年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記

##### 平成20年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

#### 1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は平成20年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

#### 2 募集区域

県下一円

#### 3 出願期間

平成19年7月17日（火）から同月24日（火）正午まで

#### 4 提出書類

##### (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

##### (2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

##### (3) 写真

最近3か月以内に撮影したもの

##### (4) 調査書

高等学校卒業（卒業見込み）の者は、高等学校の調査書

##### (5) 健康診断書

学校所定のもので、平成19年4月1日以降に受診したもの

#### 5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

##### (1) 学力検査

イ 検査教科

工業

ロ 検査時間

70分

八 検査期日

平成19年 8月 3日 (金)

(2) 面接期日

平成19年 8月 3日 (金) 学力検査終了後

6 合格発表

平成19年 8月 7日 (火) 午後 2時 予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                                                                                        | 正                                                                               |
|------------|--------------|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19. 4.10 | 第1831号       | 599 | 10    | を削り、                                                                                                                                                     | を削り、「株式等」を<br>「議決権に、                                                            |
| 同          | 同            | 602 | 下から11 | 所有する                                                                                                                                                     | 取得し、又は保有する                                                                      |
| 同          | 同            | 603 | 8     | 「所在地」                                                                                                                                                    | 「所在地」に、「株式等」<br>を「議決権」に、「基準<br>議決権数等」を「基準議<br>決権数」に、「所有する」<br>を「取得し、又は保有す<br>る」 |
| 同          | 4.13 号外(33)  | 1   | 下から 8 | 同条第 6 項                                                                                                                                                  | 同条第 7 項                                                                         |
| 同          | 5.25 第1843号  | 879 | 2     | 別記様式第 4 号                                                                                                                                                | 様式第 4 号                                                                         |
| 同          | 同            | 881 | 1     | 別記様式第 7 号                                                                                                                                                | 様式第 7 号                                                                         |
| 同          | 同            | 882 | 1     | 別記様式第12号中「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">障害</span> 」<br>を「 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">障がい</span> 」に改める。 | 別記様式第12号中「障<br>害」を「障がい」に改め<br>る。                                                |
| 同          | 同            | 同   | 3     | 別記様式第14号                                                                                                                                                 | 様式第14号                                                                          |
| 同          | 同            | 884 | 1     | 別記様式第19号                                                                                                                                                 | 様式第19号                                                                          |
| 同          | 同            | 885 | 1     | 別記様式第22号                                                                                                                                                 | 様式第22号                                                                          |
| 同          | 同            | 886 | 1     | 別記様式第22号の 2                                                                                                                                              | 様式第22号の 2                                                                       |